

八丈島警察署速度取締指針

速度取締指針とは

警視庁速度管理指針の考え方にに基づき、重大交通事故を抑止することを目的として、重点的に各種警察活動（速度取締りや警戒活動等）を実施する路線等を警察署単位で明らかにするものです。

警視庁重点路線等における警察活動

警視庁指定重点路線・警察署指定重点路線では、交通事故実態等を踏まえ、重点時間帯における速度取締りを中心とした各種警察活動を実施いたします。

- 速度取締り
- パトカーや白バイ等による赤色灯点灯走行等の警戒活動
- その他交通事故に直結する交通違反の取締り 等

八丈島警察署管内の重点路線

No	路線名	種別	規制速度(時速)	区	間	重点時間帯
1	空港道路	○	50km	底土港	八重根港	8-18
2	八丈一周道路	○	40km	西見交差点	旧末吉小学校前	8-18
3	八丈中央道路	○	40km	八丈町三根1296-4	八丈町大賀郷1173-5	6-18

※ 種別：☆は警視庁重点路線、○は警察署重点路線

※ 種別欄☆の路線の指定理由については、警視庁速度管理指針をご参照ください。

※ 実際の道路標識等で定められた規制速度を確認し走行してください。

※ 重点路線の区間欄については、同路線の警察署境界付近の交差点通称名や付近住所番地で示していますので、厳密な警察署の管轄境界とは異なる場合があります。

署指定の重点路線と指定理由

No	路線名(○)	指定理由
1	空港道路	島内の漁港・港湾を結ぶ主要幹線道路で、沿線には島民、観光客等が主要交通機関として利用する八丈島空港が存在するほか、小・中学校の通学路となる主要生活道路でもある。一部急勾配の坂やカーブが点在するが、全般的に見通しの良い道路であることから速度超過となり得る道路環境であるほか、交通量が頻繁で重大交通事故に発展するおそれのある事故の発生路線であることから、交通事故抑止を図る必要があるため。
2	八丈一周道路	重点路線に指定した区間は、環状道路の中でも急勾配のトンネルを境として島の坂下地区と坂上地区を結ぶ主たる部分で、沿線には保育園、小・中・高等学校が存在するほか、島民の足となるバス路線として交通が頻繁な主要生活道路でもある。 特に坂上地区は、歩道が完備されていない箇所も多く、山間部は急勾配かつ見通しの悪い曲線が連続する道路環境であり、速度超過・運転操作ミスによる交通事故の発生路線であることから、重大交通事故に発展するおそれのある事故の抑止を図る必要があるため。
3	八丈中央道路	交通量が多く交通事故が多発していることや早朝の取締要望もあるため。

八丈島警察署管内における小学校周辺地区

小学校周辺地区

小学校（公立・私立等）の周辺区域を表記しております。朝・夕の登下校時間帯に小学校付近を通行するドライバーの皆様は速度を抑制し、安全運転を徹底してください。

No	対象	地区
1	八丈町立三根小学校	八丈島八丈町三根341番地周辺
2	八丈町立大賀郷小学校	八丈島八丈町大賀郷15番地周辺
3	八丈町立三原小学校	八丈島八丈町中之郷町2474番地周辺
4	青ヶ島村立青ヶ島小中学校	青ヶ島村無番地

ランダムな速度取締りの実施

指定した路線・時間帯以外においても、ランダムな速度取締り等を実施いたします。重大交通事故を防止するため、表記された路線・時間帯以外でも常に安全運転を心掛け、速度を抑えて走行してください。

八丈島警察署管内の速度取締り重点路線

